

「漫画各話の作画」著作権侵害損害賠償請求控訴事件：知財高裁平成25(ネ)10013・平成25年6月27日(4部)判決<棄却>

【キーワード】

本件各合意の範囲，増刷分の利用許諾，発行部数，複製権侵害

【控訴の趣旨】

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は，控訴人に対し，254万3000円及びこれに対する平成23年11月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は，第1，2審とも，被控訴人の負担とする。
- 4 仮執行宣言

【事案の概要】

本判決の略称は，以下に掲記するほか，原判決に従う。

1 本件は，別紙目録1ないし13記載の漫画各話（各全体目次を含む。以下「本件漫画各話」という。）の作画（以下「本件各作画」と総称し，それぞれを「本件作画1」などという。）を制作した控訴人Xが，本件漫画各話を掲載した各コミック（本件各コミック）の初版及び増刷を発行した被控訴人（株式会社竹書房）に対し，被控訴人が本件各コミックを増刷して発行した行為は本件各作画について控訴人が保有する著作権（複製権）の侵害に当たる旨主張して，被控訴人に対し，不法行為に基づく損害賠償として508万6000円及びこれに対する訴状送達の日の日である平成23年11月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原判決は，被控訴人が本件各コミックを増刷して発行することについて，控訴人の利用許諾があったものと認められるから，被控訴人の行為が本件各作画について控訴人が保有する複製権の侵害に当たる旨の控訴人の主張は理由がないとして，控訴人の請求を棄却したため，控訴人が，これを不服として，前記第1の2の金員の支払を求める限度で，本件控訴に及んだものである。

【判 断】

当裁判所も，控訴人の本訴請求は，理由がなく，棄却すべきものであると判断する。その理由は，後記1のとおり原判決を訂正し，後記2のとおり付加するほかは，原判決「事実及び理由」の第4の1に記載のとおりであるから，これを引用する。

1 原判決の訂正

(1) 原判決9頁2行目の「1話に係る本件作画1」の後に「及び全体目次に係

る本件作画2」を加え，同12行目の「本件作画1」を「本件作画1及び2」と，同21行目から22行目にかけての「本件作画1の原稿料名下に29万4500円（原稿31枚分）」を「本件作画1及び2の原稿料名下に30万4000円（原稿32枚分）」とそれぞれ改める。

(2) 原判決10頁3行目の「本件作画2ないし4」を「本件作画3ないし5」と，同5行目の「本件作画5及び6」を「本件作画6及び7」と，同6行目から7行目にかけての「本件作画7及び8」を「本件作画8及び9」と，同8行目の「本件作画9及び10」を「本件作画10及び11」と，同10行目の「本件作画11及び12」を「本件作画12及び13」と，同12行目の「本件作画2ないし4」を「本件作画3ないし5」とそれぞれ改める。

(3) 原判決11頁1行目から2行目にかけての「本件作画2ないし4」を「本件作画3ないし5」と，同3行目の「本件作画5及び6」を「本件作画6及び7」と，同4行目の「本件作画7及び8」を「本件作画8及び9」と，同5行目から6行目にかけての「本件作画9及び10」を「本件作画10及び11」と，同7行目の「本件作画11及び12」を「本件作画12及び13」とそれぞれ改める。

(4) 原判決13頁4行目及び同7行目から8行目にかけての各「本件作画2，9ないし12」をいずれも「本件作画3，10ないし13」と改める。

(5) 原判決15頁2行目から3行目にかけての「本件作画2ないし4」を「本件作画3ないし5」と，同13行目及び同16行目から17行目にかけての各「本件作画2，9ないし12」をいずれも「本件作画3，10ないし13」とそれぞれ改める。

2 当審における控訴人の主張について

(1) 控訴人は，コンビニコミックは基本的には初版から2週間程度の出版に限定されるものであり，増刷されることは例外であるから，本件各合意による利用許諾の効力は，初版から2週間程度の出版に限定され，増刷分には及ばない旨主張する。

しかしながら，原判決が認定したとおり，被控訴人は，本件コミック1については作画原稿1枚当たり1万円の原稿料を，本件コミック2ないし6については作画原稿1枚当たり1万3000円の原稿料を支払うとの条件で，控訴人に対し，本件各作画の制作を順次依頼し，控訴人は，その都度これを了承して，控訴人と被控訴人との間で，本件各合意が成立したものである。本件各合意により，控訴人は本件各作画の制作を行うとともに，被控訴人が本件各コミックに本件各作画を掲載して出版及び販売することについての利用許諾を与えたものであるが，本件各合意で定められた控訴人の原稿料は，上記のとおり，作画原稿の1枚当たりの所定金額に枚数を乗じて算出されるものであって，本件各コミックの発行部数はその額を定めるための直接的な要素とされていない。実際，本件各合意に当たり，控訴人と被控訴人との間では，原稿料以外の条件や本件各コミックの発行予

定部数，流通期間等について話題となることもなかったものである。

以上のような原稿料の定め方は，書籍等の単価に印刷部数又は販売部数を乗じ，更に一定割合（印税）を乗じて著作権者に支払われるべき対価を算出する，いわゆる印税契約とは異なり，著作物が掲載された出版物の発行部数の多寡によってその金額が左右されるものではない。そして，本件各コミックの出版において，初版時の発行部数やその後に増刷を実行するか否かは，いずれも出版社である被控訴人において適宜決定すべき事項であるところ，被控訴人との間で，作画原稿の1枚当たりの所定金額に枚数を乗じて算出される金額をもって，当該作画原稿の制作や出版及び販売についての利用許諾の対価とすることに合意した控訴人にとっては，増刷によって本件各コミックの発行部数が増加することは，初版における発行部数の多寡とその性質において異なる意味を有するものではない。

また，原判決が認定したとおり，被控訴人においては，本件各コミックと同種のコンビニコミックについては，雑誌扱いの不定期の刊行物として，主にコンビニエンスストアで発売後2週間程度販売された後，売れ残ったものは返品されるのが通常であり，初版の発売時にあらかじめ増刷することは予定されていないが，これは事実上の取扱いであり，初版が返品された後であっても，需要があれば，増刷して発行することもあり得るといえるのであるから，コンビニコミックの流通期間が性質上当然に初版から2週間程度に限定されているということもできない。

さらに，前記のとおり，本件各合意に当たり，控訴人と被控訴人との間では，原稿料以外の条件や本件各コミックの発行予定部数，流通期間等について話題となることはなかったのであるから，控訴人の制作した作画原稿の出版及び販売に係る利用許諾を，初版の発行から2週間程度に限定するとの明示的な合意があったとは認められないし，また，被控訴人においては，本件各コミックのように，需要によっては，コンビニコミックを増刷することも行われているものである以上，たとえ控訴人において増刷を想定せず，また，被控訴人においても増刷は例外的なものであるとの認識を持っていたとしても，それによって直ちに控訴人と被控訴人との間で本件各合意による利用許諾の効果を本件各コミックの初版の発行から2週間程度に限定するとの黙示的な合意があったということもできない。

以上によれば，本件各合意により生じた控訴人の利用許諾の効力は，本件各コミックの初版の発行から約2週間程度に限定されるものではなく，その増刷分についても及ぶものと認めるのが相当である。

なお，被控訴人は，本件作画3，10ないし13を掲載した都市伝説Gコミックについて再録掲載料を支払っているが，原判決が判示したとおり，都市伝説Gコミックは，本件各コミックに収録された漫画の中から全14話を選択して収録したものであり，本件各コミックにおける本件作画3，10ないし13の利用形態とは異なるものであるから，上記再録掲載料の支払の事実は，控訴人の上記主張を裏付けるものではない。

(2) 控訴人は，当初の想定期間を超えた出版は控訴人の手間暇という意味での

負担はないが、だからといって控訴人に特段の不利益がないとした原判決の判断は、著作権法の趣旨に反するものである旨主張する。

しかしながら、原判決は、本件各合意の効力が本件各コミックの増刷分にも及ぶか否かの判断において、本件各コミックの2刷及び3刷は、初版を増刷したものであって、本件各作画の利用形態は初版と何ら変わることはないから、本件各コミックの流通期間が控訴人が想定していた2週間程度を超えたからといって、控訴人において特段の不利益をもたらすものではないと判示したのであり、控訴人が主張するように、控訴人に手間暇の負担が掛からなければ、いかなる複製等の行為が行われても、その著作権者である控訴人に不利益が生じないなどと判断したものではない。

したがって、控訴人の主張は、採用することができない。

(3) その他、控訴人は、るる主張するが、いずれも採用することができない。

3 結論

以上の次第であるから、控訴人の本訴請求は理由がなく、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 筆者は、控訴人（原告）は被控訴人（被告）との間で、原告である漫画家の無知による法律行為の要素の錯誤（民法95）があったことを主張すれば、裁判所は一審判決を見直してくれるのではないかと考えていたが、控訴人弁護士からはそのような主張はなされなかったようである。したがって、知財高裁としては、一審判決の妥当性を再確認することに終始しているのである。

2. 裁判所が、当事者間で最初になされていた合意について確認したことは、「本件各合意で定められた控訴人の原稿料は、作画原稿の1枚当たりの所定金額に枚数を乗じて算出されるのもであって、本件各コミックの発行部数はその額を定めるための直接的な要素とされていない。」としたことである。そして、この最初の合意がすべてであったということになる。

3. また実際に、本件各合意に当たって、両者間では、原稿料以外の条件や発行予定部数や流通期間について話題になることもなかったと認定しているが、この辺のところは、特に漫画家（原告）側に、本件と同じような場合に対応することについての著作権法や契約法における予備知識が皆無であったからであろう。

そして、裁判所としては、原告の言動の中でのみ、当事者の合意（契約）の内容を認定し、それに基づいて判断しているといえるのである。

すると、裁判所としても、法律行為の要素の錯誤というレベルの問題までは考えなかったであろう。

そもそも、原稿料の定め方について裁判所は、書籍等の単価に印刷部数や販売

部数を掛け、これに一定割合（印税）を乗じて著作権者に支払われるべき対価を算出する印税契約とは違い、本件の場合、著作物が掲載された出版物の発行部数の多寡によって、その金額が左右されるものではないと解したのである。

したがって、本件各コミックの出版において、初版時の発行部数やその後の増刷については、いずれも出版社である被控訴人において適宜決定する事項であるから、被控訴人との間で、作画原稿1枚当たりの所定金額に枚数を乗じて算出される金額をもって、当該作画原稿の製作や出版と販売についての利用許諾の対価とすることに合意した控訴人にとっては、本件各コミックの発行部数を増加することは、初版における発行部数の多寡とその性質において同じ意味を持つものであり、新しい問題を起こしたことにはならないと説示しているのである。

4．裁判所が重視したことは、被控訴人においては、発売後2週間程度の販売後に売れ残ったものは返品されるのが通常であることは事実上の取り扱いであること、もし初版の返品後でも需要があれば増刷して発行することもあり得ることから解すれば、コンビニコミックの流通機関は性質上当然に初版から2週間程度に限定されているということでもない、と裁判所は認定したが、このような被控訴人に有利な巾のある認定でよいのだろうか。

さらに裁判所は、当事者間の本件各合意に当たり、原稿料以外の条件や本件各コミックの発行予定部数、流通期間等が話題となることはなかったことを理由に、控訴人制作の作画原稿の出版と販売にかかる利用許諾を、初版の発行から2週間程度に限定するとの明示的な合意があったとは認められないと認定したり、またたとえ控訴人において増刷を想定せず、被控訴人においても増刷を例外的なものであるとの認識を持っていたとしても、このことだけで、直ちに当事者間で本件各合意による利用許諾の効果を、本件各コミックの初版の発行から2週間程度に限定するとの黙示的な合意があったということもできない、と認定した。

裁判所は、以上のようなことを認定事実として、本件各合意により生じた被控訴人への控訴人の利用許諾の効力は、本件各コミックの初版の発行から2週間を超えても、また増刷分についても及ぶものと認定するのが相当と判断したが、後知恵的な解釈に終始しているように見えてならない。

5．判決は最後に、被控訴人による本件各コミックの2刷・3刷は、初版の単なる増刷であることを理由に、本件各作画の利用形態は初版と変わらないから、控訴人に特段の不利益をもたらしていないと判示した原判決を支持したが、では被控訴人には特段の利益をもたらしているのではないか、という疑問には答えていない。

いずれにしても、原告（控訴人）による本件各合意なるものには、著作権法や契約法についての法律行為に要素の錯誤はなかったのかという思いが、第三者である筆者にはある。

6．東京地裁判決（D - 8 1）の内容については、筆者は日本マンガ学会ニューズレター Vol.34（2013年5月発行）の「著作権問題判例レポート」に掲載したところである。

〔牛木 理一〕

（別紙） 目 録

- 1 「ナンバー18の謎」（「ハローバイバイ関暁夫の都市伝説」の1話）
- 2 「ハローバイバイ関暁夫の都市伝説」の全体目次（登場人物紹介）
- 3 「お札に隠された謎」（「ハローバイバイ関暁夫の都市伝説2」の1話）
- 4 「日ユ同祖論の真実」（「ハローバイバイ関暁夫の都市伝説2」の7話）
- 5 「ハローバイバイ関暁夫の都市伝説2」の全体目次（登場人物紹介）
- 6 「幻の物件」（「ハローバイバイ関暁夫の都市伝説3」の1話）
- 7 「メディアのコントロール」（「ハローバイバイ関暁夫の都市伝説3」の7話）
- 8 「神隠しツアーの真実」（「ハローバイバイ関暁夫の都市伝説4」の1話）
- 9 「走る都市伝説」（「ハローバイバイ関暁夫の都市伝説4」の2話）
- 10 「マル ロマンVSケ ルマン前編」（「ハローバイバイ関暁夫の都市伝説5」の1話）
- 11 「マル ロマンVSケ ルマン後編」（「ハローバイバイ関暁夫の都市伝説5」の2話）
- 12 「悪魔の数字前編」（「ハローバイバイ関暁夫の都市伝説6」の1話）
- 13 「悪魔の数字後編」（「ハローバイバイ関暁夫の都市伝説6」の2話）